

小値賀町議会第四回定例会
(第三日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
治

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長	担い手公社事務局長
山田	中山	筒井	大黒	谷村	西村	中川	吉元	蛭子	升水	尾野	尾崎	大田	松本
憲道	敏章	英敏	泰三	良一	久之	一也	勝信	晴市	裕司	英昭	孝三	一夫	充司

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第四回定例会

平成二十一年十二月十八日（金曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（浦 英明議員 ・ 岩坪義光議員）
- 第二 議案第六三号 平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第三号）
- 第三 議案第六四号 平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）
- 第四 議案第六五号 平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第三号）
- 第五 議案第六六号 平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）
- 第六 議案第六七号 平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第二号）
- 第七 発議 第二号 「非核日本宣言」を求める意見書案
- 第八 総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告
- 第九 産業建設常任委員会の所管事務調査報告
- 第十 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十一 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十二 広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十三 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、五番・浦 英明議員、六番・岩坪義光議員を指名します。

日程第二、議案第六三号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（升水裕司） 議案第六三号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第三号）の提案理由を説明いたします。

この度の予算補正は、消費税納付金の計上が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ百六十六万三千円を増額し、補正後の総額を九千六百六十五万二千元とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金を百六十六万三千円増額し、一項・一般会計繰入金の補正後の総額を三千五百三十一万九千元といたしました。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、三目・消費税を百六十六万三千円を計上するものです。これは当初より予算計上すべきものですが、漏れていましたので、今回計上いたすものです。

これにより、一項・総務管理費の補正後の総額を四千五百九十五万二千元といたしました。

以上、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第三号）に係る概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六三号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第三号）を採決します。おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六三号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第六四号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（升水裕司） 議案第六四号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、終末処理場内部の機器の補修と消費税の確定によります補正が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ二十一万四千円を増額し、補正後の総額を一億七千三百一十一万二千元とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金を二十一万四千円増額し、一項・一般会計繰入金の補正後の総額を七千二百一十一万四千円といたしました。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、三目・漁業集落排水管理費、十一節・需用費十七万二千元増額は、大島処理場の自家発電用バッテリーの老朽化に伴い、取り替えるものでございます。四目・農業集落排水管理費、十一節・需用費三十万円の増額は、消耗品で下水処理水を放流する際の滅菌剤五万五千円と、前方処理場の流量調整槽の攪拌ポンプの修理代二十四万五千円を計上いたしております。十三節・委託料一万一千円は、前方・柳終末処理場の消防設備点検料の一回分の計上漏れがありましたので、追加計上いたしております。五目・公共下水道管理費、十一節・需用費九十三万九千円の増額は、自家発電用の燃料三万円計上、修繕料で九十万九千円計上。これは、処理場内部の汚泥濃縮搔寄機及び自家発電機の故障に伴うものです。十三節・委託料二万五千円は、終末処理場に係る消防設備点検料の一回分の計上漏れがありましたので、追加計上いたしております。十四節・使用料及び賃借料七万二千元は、汚泥濃縮搔寄機修理の際に機器の吊上げ等にユニックが必要となったため計上いたしております。六目・消費税、二十七節・公課費では、消費税の確定により百十二万六

千円の減額としております。これらにより、一項・総務管理費の補正後の総額を二千二百六十万四千円といたしております。三款、一項・公債費、二目・利子、二十三節・償還金、利子及び割引料十七万九千円の減額は、長期償還利子の確定によるものです。これにより、一項・公債費の補正後の総額を一億四千九百二十七万三千円といたしました。

以上、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）に係る概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務 費

立石議員

八番（立石隆教） ちよつと聞き漏らしたので、再度お伺いをします。

五目の、公共下水道の管理費のところの、修繕費の説明で「内部汚泥攪拌機」とおっしゃったんですかね？
ここをもう一度お願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） 濃縮汚泥の搔寄機です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 完成してからまだ日もそんなに遠くないのに、これが起こるといふ原因は判つてますか？

それとも、それはこれぐらいの短い期間で消耗するものだと当初から判つてたものなんでしょうか？確認をしておきます。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

ここの笛吹地区の公共下水道で、終末処理場が出来てから約六年程度経っております。で、この搔寄機というのが、汚泥

が直接入ってきて常に回っている機械でございまして、ほぼ耐用年数が六年程度だと思えます。

それで、一応、補正の一号で搔寄機の機械の修理ということで補正をさせていただいたんですけども、今回、その搔寄機を修理するに当たりましたですね、取り外しに周りの機器をちよつと多く取り外さねば取り外せないという状況になりましたので、今回追加して計上させていただいております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） これは三目にも出てましたけども、自家発電のバッテリーとか、自家発電関係がこの五目の公共下水道のところでも説明されたと思いますが、この自家発電というのはそんなに頻繁に動かししてるもんなんですか？

それとも、動かさないからいろんな問題が起きるのか、そこはどうなんですか？

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この自家発電っていうのは常に動く機械じゃありません。停電の際に動くんですけれども、今回の、この故障の原因というのが、九月の十四日に西目付近の一部が停電しております。その停電によってですね、この発電機が起動して回っております。そのときに、故障の通報が遠隔装置で携帯の端末に入るようになってるんですけれども、それも通報がちよつと異常で入らなくて、自家発電がずうっと回っております。

それで、一応商用電源がですね、回復したら自動的に自家発電は止まるようになっております。そのリレーのところはどうも不具合で、商用電源が回復しても回りっぱなしという状況でございました。そういうところで、回りっぱなしの中で商用電源が回復したというところがありまして、そこら辺で少し障害が起きたんじゃないかなあということで、電気保安協会からの指摘がありまして、今回修理費を上げております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） ただいまの状況は、めったに自家発電が発電しない状況になってるんですが、今度たまたま停電が起こったので、一旦それが動いてしまったときに、今度は『切る』という状況が上手くいってないというのが、それで判ったという話ですが、時々定期点検つて言いますかね、これはしっかりとしてるんでしょね？その『入・切』についても…、「入りだけ見えました。」つていう話でも困るんで、『入・切』についても、ちゃんと一年に一遍ぐらいは点検の形とつて

るのかどうかを伺っておきます。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

電気保安協会の方に委託契約を結んでいます。それで、各浄化センター、各終末処理場の方は毎月点検を行っております。その点検の際には必ず、『入・切』の点検をしておりますけれども、今回の場合、停電のときはちよつと作動しなかったというところで、毎月点検は行っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・公 債 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六四号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六四号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第三号）は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第六五号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第三号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 議案第六五号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第三号）の提案理由をご説明いたします。

今回の補正予算の内容は、歳入においては、「離島航路の経営健全化のための補助金」と、歳出においては、「委託船員の病気による長期入院及び療養による委託料と社会保険等の補正」が主なものです。

それでは、補正予算の内容について説明いたします。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ三十八万四千円を追加し、補正後の総額を六千三百三十九万九千円にするものです。

予算説明書の事項別明細書七頁の歳入から、説明いたします。

二款、一項、一目・渡船事業費国庫補助金において、三十八万四千円増額し、補正後の額を一千八百二十九万九千円といたしました。これは船の減価償却に対する補助金です。建造してから耐用年数の期間、つまり七年間で九〇％は減価償却しており、補助の対象となり、既に見合う分の補助を得ていますが、現在、資産として残っている一〇％、つまり、『はまゆう』と『さいかい』合わせて六百五十五万円に対しての補助はまだいただいております。今回、「離島航路の経営健全化のための事業」で、この償却残の一部を補助しようというものです。しかし、現段階でははつきりとした補助率が示されておりませんので、今回、歳出補正が必要な分程度を見込んでおります。

次に、八頁、歳出についてご説明いたします。

一款、一項、二目・はまゆう運航費と、三目・さいかい運航費は、船長職を委託しておりました船員が両方に乗船しておりましたが、今回、病気のため、長期入院及びその後の自宅療養が必要となり、今年度中の勤務が難しくなりましたので、

その後の勤務を引き継ぐ際の補正です。十二節の役務費は、二目の十万八千円と、三目の十七万三千円を合わせて二十八万一千円になります。これは船員の健康保険、厚生年金、児童手当保険料などで、契約上、年度いっぱい引き続き加入します。十三節の委託料は、二目の七万三千円と、三目の三万円を合わせて十万三千円となり、有給休暇の十日分を按分して出しております。これは、その後を引き継いだ船員の委託料と病気休暇船員の有給休暇分が重複する形となり、その分が不足しますので計上しています。よって、二目・はまゆう運航費を十八万一千円増額し、二千五百三十一万四千円に、三目・さいかい運航費を二十万三千円増額し、一千四百三十五万五千円にするものです。

以上、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第三号）の提案理由の説明をいたしました。
ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第二款・国庫支出金

立石 議員

八番（立石隆教） 先ほどの説明で、どうもこれは算出基準というのがちやんとあるようで、今になって補正をしなければならぬという突発なことでないということであれば、当初予算に計上してくるべき歳入であろうと私は判断しますが、そうではない理由があれば、お伺いしておきます。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

当初予算を組む段階では、今までと同じような形で組んでおるわけですけれども、今回の経営健全化補助金というのは考えられておりませんでした。

先ほど説明しましたように、建造してから七年間で減価償却の九〇%に対する分の、損益計算によってですね、国等からの補助金は得ているわけなんですけれども、一〇%がもらっていないということで、離島航路の経営健全化のために今回出すということですので、今回、補正で組みました。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） 解りました。

それでは、先ほどの説明で、最終的な決定が確定ではないということ、歳出に見合う金額をここに上げたということで、本来、予算というのは、確定してから云々という話ではないわけですね、その前にやるから予算であるわけですから、大体その算定基準とかというのは示されると思うんですが、その場合、大体これぐらいが入ってくるというところで組むべきであって、歳出を見合いながら歳入をここに上げてくるというのは、本末転倒なんですね。まず、歳入を考え、『入り』を考えて、『出』を考えるとというのが予算の組み方であるわけですが…。

その点では、ちよつと聊か先ほどの説明は私も解せないんですが…。

まあ補正額が三十八万四千円ですが、まあ四十万ぐらいの、「これぐらいにしました。」という話なら小っちゃな話なんです、大体その算定基準に照らし合わせるのとこれぐらいなんですか？一応してるんでしょ？

本当はそれを出さなきゃいけないと思うんですがね…、伺っておきます。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 損益計算というのがあります。それによれば、今までもらっている例でいけばですね、約五〇%、国からの補助が、損益計算による赤字分に対する補助が五〇%きてます。国からはですね…。

ですので、先ほど、私が六百五十五万円の減価償却残があるということ、説明しましたけれども、それから計算すれば、約三百万円ぐらいはあるのかなあというふうに考えております。

しかし、国に聞いたところ、今の段階では離島航路分をみんな調べている段階ということ、聞いております。それを集めて、その段階でどれだけの補助が出来るかという計算を今からするそうですので、ちよつと三百万円組むのは大きすぎるのかなあということ、そのような説明をいたしました。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） まあ非常に不確定だということですから、四十万組むのも三百万組むのも不確定ですから、そういう点ではどちらにしようかということであれば、まあ確かな方にしようかというのは理解ができませんが、先ほど言いましたように、『出』を考えて、『入り』の金額を決めるという考え方は基本的に間違っています。

そういう表現は謹んでいただきたいなあというふうに思いますし、出来れば三百万の形が考えられるけども、難しいけど

も、まあそこはちよつとあまりにも多く歳入を考えることによって、歳出が多くなつたとすればですね、後で困ることになるというのは承知しておりますので、そういう意味では少し下回つてというのはあり得るとしても、この数字はちよつと離れすぎかなあというふうには思っております。

その辺、表現の仕方等は訂正していただけますか？

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹
産業振興課専門幹（蛭子晴市）

はい、解りました。

これを考える上でですね、先ほど議員さんが言われたとおり、歳出から考えるのはおかしいんじゃないかということで、まずどれぐらいという数字をちよつと出してみました。しかし、その場合ですね、じゃあ、今回歳出で見込んだ分以上の分、余る分をどのように処理すればいいかということで悩みまして、当初、予備費に回そうかということも考えたわけなんですけれども、国から来る金を予備費に回すのはおかしいんじゃないかという、ちよつとそういうことも考えまして、今回は、先ほど説明したような形での予算を組みたいなということで考えておりました。

今後は、議員さんがおっしゃられたとおり、歳出から考えるのではなくて、当然、歳入から考えたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六五号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第三号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第六五号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第三号)は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第六六号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第二号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長(尾野英昭) 議案第六六号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第二号)の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で、これまでの実績によります診療収入の見直しと、医療機器購入に係る事業費の確定に伴う起債の変更。歳出では、委託の補助看護師の退職による委託料の減と、それに伴い、臨時の補助看護師の賃金の計上。更に新型インフルエンザワクチンの購入費が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ三万円を増額し、補正後の総額を四億二千九百七十七万三千円とするものでございます。

第二条は、第二表「地方債補正」のとおり、一般線撮影装置購入に係る事業費の確定に伴い、変更を行うものです。それでは、説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・診療収入、一項・入院収入、一目・国民健康保険診療報酬収入を三百万円減額、三目・後期高齢者診療報酬収入を四百万円減額、四目・一部負担金を五十万円減額、五目・その他診療報酬収入百四十万円増額、六目・標準負担額収入を五十万円増額し、一項・入院収入の補正後の総額を四千五百二十万円といたすものでございます。各入院収入につきましては、十月末現在で、入院患者数の実績と前年度の決算により推計いたしております。二項・外来収入、一目・国民健康保険診療報酬収入を一千万円減額、二目・社会保険診療報酬収入を二十万円減額、三目・後期高齢者診療報酬収入四百万円減額、五目・その他診療報酬収入七百三万円増額は、新型インフルエンザワクチン接種に係る自己負担金二百三十七万八千円と、新型インフルエンザワクチン接種に係る町委託料四百六十五万二千円の合計の計上で、二項・外来収入の補正後の総額を三億二百九十七万円にいたすものです。国民健康保険診療報酬収入・社会保険診療報酬収入・後期高齢者診療報酬収入の減額につきましては、前年度と比較し、十月末現在で患者数で一千七百四十六人、一〇・七%の減による影響と、前年度の決算をもとに変更するものでございます。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、二目・一般会計繰入金を一千五百万円増額し、一項・他会計繰入金の補正後の総額を四千四百七十万円にいたすものです。

七款、一項・町債、一目・病院事業債、一節・診療所債を三十万円減額し、一項・町債の補正後の総額を三百六十万円にいたすものです。これは、一般×線撮影装置購入に係る額の確定による減額です。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、七節・賃金の百六十四万三千円の増額は、委託の補助看護師の退職に伴う臨時の補助看護師の雇用によるものです。十三節・委託料の二百三十三万四千円の減額は、委託の薬局職員の残業による増額と、補助看護師二名の退職による減額の合計の計上です。十九節・負担金、補助及び交付金百十六万四千円減額は、代診応援負担金で、万一、診療所医師が出張等で不在の時に、医師である県離島・へき地医療センター長の代診をお願いした場合にこの負担金を支払うわけですが、四月からセンター長が不在になりました。今年度中のセンター長の確保が困難であるための減額計上です。これにより、一項・総務管理費の補正後の総額を一億七千九百七十九万二千円といたしました。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費、十八節・備品購入費の四十五万二千円減額は、当初予算で計上しておりました一般×線撮影装置・シャワーチェアへの購入に係る額の確定によるものです。二目・医薬品衛生材料費、十一節・需

用費二百八十五万円増額は、新型インフルエンザワクチンの購入に係る増額計上です。これにより、一項・医業費の補正後の総額を二億三千二百九十五万一千円といたしました。

三款、一項・公債費、二目・利子、二十三節・償還金、利子及び割引料一万九千円の減額は、昨年度に借り入れました電子内視鏡ビデオシステムに係る辺地債の利率の確定によるものです。これにより、一項・公債費の補正後の総額を一千七十四万五千円といたしました。

四款、一項、一目・予備費を六十九万四千円減額し、予備費の総額を八十五万円といたしました。

以上、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）に係る概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・診療収入

松永議員

九番（松永勇治） 診療収入が平成二十年度決算額で三億五千九百六十九万九千円、本年度は今回これまでの実績に基づいてということでございますけれども、一千四百六十七万円減額、三億四千七百九十九万円で、前年度比一千百七十九万九千円減収が見込まれます。診療収入の減額とほぼ同額を一般会計から一千五百万円繰り入れ、総額を三千七百七十万円にしてあります。前年度決算額が三千五十二万円に比べて七百十八万円の、現時点での増となっております。

それで、診療報酬を増やすとか何とかつちゆうことじゃございませんけれども、平成二十年度決算におけるですね、診療収入の百五十七万一千二百三十円他で、百七十四万四千四百十円の未収入額がっておりますけれども、この徴収状況についてお尋ねをいたします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 二十年度の未納につきましては、現在、滞納世帯の家庭訪問、或いは文書による督促、或いは外来に来たときにご本人さんに直接お願いして回収に努力いたしております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 回収に努力することは尤もなことですが、徴収状況です、徴収状況について計数で、大体どのくらい今徴収がなされてるとかというふうなことをお聞きしたいんですが…。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	七分	—
—	再開	午前	十時	七分	—

診療所事務長

議長（横山弘藏） 再開します。

診療所事務長（尾野英昭） 手元に資料がございませんので、後ほど答弁させていただきます。

議長（横山弘藏） 診療収入、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・医業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六六号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六六号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第六七号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第六七号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。

このたびの補正は、保険基盤安定繰入金の額の確定による補正が主な理由で、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四十三万六千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ三千九百五十三万四千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。四頁をお開きください。

第四款・繰入金、一項・一般会計繰入金、二目、一節・保険基盤安定繰入金三十三万五千円を増額し、補正後の一項・一般会計繰入金の額を一千九百九十九万円としております。

第六款・諸収入、四項、一目、一節・受託事業収入十万一千円の補正は、重複多受診訪問指導業務受託分で、補正後の四項・受託事業収入の額を六十六万四千円としております。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、七節・賃金八万八千円、十一節・需用費一万三千円の補正は、重複多受診訪問指導に係る経費で、補正後の一項・総務管理費の額を二百三十九万六千円としております。

第二款・分担金及び負担金、一項、一目・広域連合負担金、十九節・負担金、補助及び交付金は、保険基盤安定負担金の額の確定によるもので三十三万五千円の増額補正で、補正後の一項・広域連合負担金の額を三千六百十六万七千円としております。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・諸収入

九番（松永勇治） 勉強不足で申し訳ございません。

松永議員

重複多受診訪問指導事業つちゆうのは、どういふなものですかね？教えて下さい。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

後期高齢者の広域の保険に関らず、国民健康保険でも同じなんですけれども、被保険者が一つの病気に対して幾つもの医療機関にかかるのを出来るだけ注意しようと、医療費が上がるものですから…。

そういうことで、そういったレセプト等を調べまして、幾つも同じような医療機関にかかっている場合に、かからないように指導をするということでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六七号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六七号、平成二十一年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	十五分	—
—	再開	午前	十時	二十四分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

先ほど、診療所事務長の答弁漏れがありますので、ここで答弁させたいと思います。

診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 先ほどの答弁漏れについてお答えいたします。

年度当初の滞納額が、百七十四万四千四百十円ありまして、現在、回収額が八万八千四百三十円です。
残りの未集金が、差し引き百六十五万五千九百八十円となっております。

議長（横山弘藏） 日程第七、**発議第二号、「非核日本宣言」を求める意見書案を議題とします。**

本案について趣旨説明を求めます。

土川 議員

三番（土川重佳） 発議第二号、「非核日本宣言」を求める意見書案の趣旨説明を行います。

この意見書は、「長崎を地球最後の被爆地」にすることを心から願い、日本政府に対して「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の遵守」を日本国として「非核日本宣言」するための意見書であります。

今年四月、プラハにおけるオバマ米大統領の「核兵器のない世界」を追求するという演説を契機に、核兵器廃絶への大きな期待と展望が広がっています。

二〇〇〇年五月、核保有五ヶ国政府は、自国の核兵器の完全廃絶を明確な約束として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望を持つて新たな世紀を迎えました。しかし、それ以後、九年間を経た今も約束実行の筋道はついていません。

今なお、世界に膨大な核兵器が維持、配備され、核使用を示唆する発言さえ繰り返されています。また、一部の国においては新たな核兵器開発が行われています。

こうした状況を打開するために、唯一の被爆国として核兵器廃絶の提唱と促進をいたす義務があります。

その努力を实らせるためにも自らもその証として核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずの、非核三原則の遵守を「非核日本宣言」として内外に宣言するとともに、各国に対して核兵器のない世界の実現のため呼びかけるよう求めるものです。

是非とも、皆様のご賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

議長（横山弘藏） これでは趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

立石議員

八番（立石隆教） 私は、ただいま議題となっている、『非核日本宣言』を求める意見書提出を求める意見書案について、賛成の立場から討論を行います。

核兵器のない平和で公正な世界は、唯一の被爆国である日本国民の悲願であり、全世界の人々の共通の願いです。

二〇〇〇年五月の核不拡散条約（NPT）再検討会議で、核保有国五カ国の政府が「自国の核兵器の完全廃絶」を「明確

な約束」として受け入れたものの、九年を経過した今も、「約束」は実行されておりません。核保有国は核兵器を持ち続け、さらに小型化をすすめ、劣化ウラン弾やクラスター爆弾を使用しています。核の拡散も心配です。

日本政府には、ヒロシマ・ナガサキを体験した唯一の政府として、核兵器廃絶の努力を世界に呼びかけ、自らの証として、「核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則を遵守し、世界に範を示すことが必要です。

本意見書案は、日本政府が「核兵器廃絶の提唱・促進」と、「非核三原則の厳守」をあらためて国連総会や日本の国会など内外で宣伝し、「非核日本宣言」として各国政府に通知し、核兵器のない平和な世界のための共同を呼びかけることを求めています。これは日本政府だからこそ、できることです。

この「非核日本宣言」を求める運動は全国で取り組まれ、自治体首長や議会議長の賛同、議会での意見書可決が相次いでいます。

本議会においても、是非、本意見書を提出されることを呼びかけまして、賛成討論といたします。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第二号、「非核日本宣言」を求める意見書案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、発議第二号、「非核日本宣言」を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。
おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・外務大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第八、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会委員長

総務文教厚生常任委員会委員長(土川重佳)

総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

今年五月一日より、各常任委員会のメンバーが代わったことに伴い、本委員会でも、今後の委員会活動の方向付けを行うために、担当課長等から事業・事務等について説明をしていただき、その後、本委員会の今後の活動について、各委員の皆さんと意見を重ねました。

本委員会としては、今後とも説明を受けました懸案事項、突発的に起きる諸問題についても、正確な情報収集を行い、迅速に対応いたし、委員会活動を継続的に行うことを確認いたしました。

次に、当面する当町の課題であります学校建設、ごみ問題、少子化問題について協議を重ねる中で、模範的な町づくりを行っている町への委員会視察を行いました。

学校校舎建設問題につきましては、十一月三十日に木造校舎建築をいたしております長野県長和町の和田小学校を視察訪問いたしました。

ごみ問題につきましては、十二月二日にゴミ・ウエイスト(ゴミゼロ)政策を行っています徳島県上勝町を視察訪問いたしました。

和田小学校では、校長先生をはじめ、教育長と木造校舎のメリット・デメリット等について意見交換を行い、また児童の考えもよく聞くことができ、今後の本町校舎建設に役立てたいと考えております。

次に、徳島県上勝町では、まず、「日本で最も美しい村」連合加盟町として笠松町長を表敬訪問し、その後、株式会社「い

ろどり」の担当者の説明を受け、本町が今抱えているごみ問題を少しでも解消できる方策について意見交換を行いました。今後は、町民一人ひとりの意識を高め、官民一緒になって取り組んでいかなければ、ごみ問題の解決の道は開けないことを痛感いたしました。

これらの問題につきましては、各議員さんの関心も高く、本定例会においても一般質問がなされており、議員それぞれが痛切に感じていたことを新たにいたしました。今後は視察しましたことを活かして、本町行政に反映いたしたく存じます。

以上で、五月から本定例会までの総務文教厚生常任委員会の所管事務調査についての報告を終わります。
議長（横山弘藏） 以上で報告を終わります。

日程第九、産業建設常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会委員長（宮崎良保） 産業建設常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

五月一日から各委員会の委員構成が代わり、産業建設常任委員会でも、今後の委員会活動の方向付けを行うため、所管課の事業・事務について説明を受けました。

まず、五月十五日、本町経済の一翼を担う畜産経営の現状を把握し、当面する課題について対処するため、農協理事・和牛部会長・和牛改良組合副組合長を招聘し、昨年の燃油高騰に発する世界不況のあおりを受け、厳しい経営が続いている畜産農家の問題と、それに関連する和牛市場の開設場所と開設回数の問題、また、農家自体の問題点やそれを支援する団体等の対応など、畜産農家を取り巻く様々な現状の報告をしていただき、畜産農家の安定した運営のための真剣な協議を重ねました。

その中で、市場の開設場につきましては、皆様ご承知のとおり、十月の子牛競り市から宇久町での開催が始まっており、今後、畜産農家の動向にどのような影響が出て来るのか推移を見守っていくことで全委員意見が一致しました。畜産は本町を代表する産業であり、貴重な財産でありますので、今後も慎重に推移を見守ってまいります。

所管課関係で主なものにつきまして報告いたします。

建設課では、景観計画の現状の説明を受け、景観条例の策定には住民の理解が必要であり、各地区毎の説明会を開催し、住民への啓蒙する努力が見受けられました。今後も注視して行くことを確認しました。

土捨て場問題につきましては、七月十六日より継続的に協議を行いました。その中で、旧小値賀港ターミナル付近の防波堤耐震工事における約一万立方メートルの処理場の確保が急務となっており、

去る十一月二十九日に、小値賀診療所前の駐車場付近及び旧太平プラント跡地等を現地調査し、その有無を検討しました。小値賀町診療所前の埋め立てについては、町内会長との連絡を密にし、周辺住民への配慮を十分になすことで一致しました。また、現在の土捨て場問題については、現在の場所が満杯状況であることから、今後の公共工事の推移を見るときに、旧太平プラント用地の確保など検討を行いました。現在の土捨て場の一部を移動し、緑化による周辺景観に配慮するよう計画し、今後出てくるであろう土砂は旧太平プラントを利用する事を協議し、今後も新たな公共事業により発生する土捨て場の確保のための用地の確保について継続的に検討してまいります。

産業振興課では、畜産を含めた農業振興、低迷が続く水産業の活性化、観光の産業化などの説明を受け、本町発展のためにはどれも欠くことの出来ない重要な事業であり、今後も継続的に検討してまいります。

また、野崎自然学塾村の改修及び古民家再生事業が遅れており、心配するところです。自然学塾村は体験型観光の基点として、また古民家再生事業は滞在型観光にとって大変重要な施設であります。特に、古民家再生事業につきましては、長崎県との調整もあることから、慎重に推移を見守っているところではありますが、来年度の集客に影響がでないか心配しているところです。

視察研修について報告いたします。

去る十一月三十日より、小値賀空港の活用について岡山市の岡山航空株式会社及び野崎島旧野首天主堂を含む長崎県教会群の世界遺産登録を目指している本町の今後の方策の参考として石見銀山を、平成十七年に世界遺産登録をなした島根県大田市へ視察研修を行いました。

岡山航空株式会社の視察研修について報告いたします。

十二月一日、岡山県岡南空港を利用している岡山航空株式会社を訪問し、代表取締役の本町の空港の現状と問題点を提起し、今後の利活用について様々なご指導をいただきました。また、去る十二月十三日には、岡山航空株式会社代表取締役は

か二名の方が自家用機により来町し、飛行場の今後の取り組み方策について現地にて協議をしたところ。小値賀空港は本町にとって貴重な財産であり、一旦、廃港になると復元は困難でありますので、継続するため、今後も協議を進めながら、新たな利活用の在り方を検討してまいります。

次に、島根県大田市の視察内容を報告いたします。

十二月二日に島根県の大田市役所を訪問し、議会事務局長及び産業振興部観光流通課の課長と対談しました。対談内容につきましては、世界遺産登録以前と登録後の観光客数及び宿泊客数の推移、観光客の増加による経済効果、新たな問題の発生や観光振興と第一次産業の結びつきなど、きめ細やかな対談を行いました。その中で、観光客数は倍増しておりますが、宿泊数が伸びないため、経済効果が少なく、今後の課題として様々な対応策を講じている最中とのことでした。

本町にとっても、宿泊客数の増加が経済効果や産業の活性化を左右することから、最も心配されるところであり、今後、その対策を関係機関も含めて慎重に講じてまいりたいと思っております。

また、本町における景観計画策定における参考として、周辺景観を文化財として実施されている大森地区の街並みを視察しました。公共施設も木造造りで保存されており、また周辺の自然環境や文化景観に配慮するため、路線バスの廃止や電気自動車の導入など、街並みの景観計画策定に貴重な視察であったと痛感してまいりました。

今回の視察によって空港存続の重要性を再確認したところであり、また世界遺産登録や景観計画策定問題につきましては、本町が持つ自然環境及び文化的景観は、諸先輩が築きあげた他の地域に類を見ない貴重な財産であります。その財産を守り、維持していくことが景観条例の主目的である以上、今後も慎重に推移を見守りながら断続的な協議を続けてまいります。

以上で、産業建設常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議長（横山弘藏） 以上で報告を終わります。

日程第十、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十一、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十二、広報常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十三、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成二十一年小値賀町議会第四回定例会を閉会します。

― 午前 十時 四十六分 閉会 ―